

玉野医療センター **第2期** 中期目標及び中期計画の策定に関する概要説明

本年度が第1期中期目標及び中期計画の最終年度となるため、令和7年度から令和10年度までを対象期間とする第2期中期目標及び中期計画の策定を行う。

1. 意 義

(1) 中期目標

地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として設立団体の長が定めるものであり、「地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針」及び「地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準」という側面を有するものである。

(2) 中期計画

中期目標に基づく指示を受け、目標を達成するために地方独立行政法人が策定する計画であり、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性を持って業務を実施することとするものである。

2. 内 容

(1) 中期目標

- ① 中期目標の期間
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

(2) 中期計画

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦ 剰余金の使途
- ⑧ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3. 手続き

(1) 中期目標

設立団体の長が評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経たうえで、地方独立行政法人へ指示を行う。

(2) 中期計画

中期目標に基づき、地方独立行政法人が策定し、設立団体の長が認可を行う。
設立団体の長の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。